

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

府中町長 佐藤 信治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スパーク浜田店

(2) 所在地 広島県安芸郡府中町浜田三丁目 4 3 6 0 番地 1

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 変更年月日

平成 24 年 9 月 1 日、平成 25 年 12 月 27 日、平成 27 年 5 月 7 日

4 届出年月日

令和 2 年 1 月 24 日

5 届出書の縦覧場所

広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号

府中町町民生活部自治振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 2 年 1 月 25 日から令和 3 年 3 月 24 日まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に限り、府中町に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 3 年 3 月 24 日

(2) 提出先

〒 7 3 5 - 8 6 8 6

広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号

府中町町民生活部自治振興課